

自治基本条例「まちづくりの基本理念, 基本原則」 比較表

	龍ヶ崎市	東海村	余市町(北海道)	杉戸町(埼玉県)
名称	龍ヶ崎市まちづくり基本条例	東海村自治基本条例	余市町自治基本条例	杉戸町自治基本条例
施行日	平成27年9月1日	平成24年10月1日	平成30年4月1日	平成27年7月1日
	<p>第2章 まちづくりの基本理念</p> <p>第4条 市民, 議会及び執行機関は, 市民福祉の向上を図るため, それぞれの役割と責務を果たし, 協働によるまちづくりを推進するものとする。</p> <p>2 前項の協働によるまちづくりは, 次に掲げる事項を基本として推進するものとする。</p> <p>(1) 市政に関する情報を相互に共有すること。</p> <p>(2) 市民の参加を基本に市政運営が行われること。</p> <p>(3) お互いに理解を深め, 信頼関係を構築すること。</p>	<p>(まちづくりの基本的な考え方)</p> <p>第4条 村民及び村は, 次に掲げるまちづくりを推進するものとします。</p> <p>(1) 安全・安心して暮らせるまちづくり</p> <p>(2) 男女共同参画社会を実現するまちづくり</p> <p>(3) 未来を担う子どもたちの健全育成を図るためのまちづくり</p> <p>(4) 美しく住み良いまちを未来に継承するための環境に配慮したまちづくり</p> <p>(自治の基本原則)</p> <p>第5条 村民及び村は, 村民の幸せのため, 次に掲げる基本原則に基づき, 協働して自治を推進するものとします。</p> <p>(1) 村民主体の原則 まちづくりの主体は, 村民であること。</p> <p>(2) 情報共有の原則 村政に関する情報を共有すること。</p> <p>(3) 参画と協働の原則 村民が積極的に村政に参画し, 村民同士又は村と協働して, より責任のある役割を担うこと。</p> <p>(4) 補完性の原則 自助・共助・公助の考え方に基づき, 村民と村が, それぞれの役割分担のもとに協働すること。</p>	<p>(基本理念)</p> <p>第3条 余市町の自治の主体は, 町民を基本とします。</p> <p>2 町民は, 町民憲章を心得として, まちづくりを進めるものとします。</p> <p>(基本原則)</p> <p>第4条 余市町の自治は, 地方自治の本旨に基づき町民自らがまちづくりに主体的に取り組むことを基本とし, 議会及び町長は, 町民の信託に基づき政策を定め, 町政を運営するものとします。</p> <p>2 まちづくりは, 年齢, 性別, 国籍, 心身の状況, 社会的又は経済的環境等の違いに関わりなく, 個人の人権を尊重し, 国際化が進む中, 異なる文化や価値観を認め合う文化を育むことを基本とします。</p> <p>3 町民及び町は, まちづくり及び町政に関する情報を共有するものとします。</p> <p>4 町民及び町は, 広く自治を担う人材を育成するとともに, 協働によるまちづくりを進めます。</p>	<p>(まちづくりの基本理念)</p> <p>第4条 町民及び町は, 町民がまちづくりの主役であることを認識し, それぞれの役割及び責務を果たし, 共に協力して自治の実現を図るものとする。</p> <p>2 町民及び町は, 自治の実現において, 個人の尊厳及び自由を尊重するとともに, 法令及びこの条例等の規定を遵守しなければならない。</p> <p>3 町は, 町民の意思を町政に反映するよう努めるとともに, 公正かつ公平で開かれたまちづくりを推進するものとする。</p> <p>(まちづくりの基本原則)</p> <p>第5条 町民及び町は, 次に掲げる基本原則により, まちづくりを推進するものとする。</p> <p>(1) 情報共有の原則 町政に関する情報を共有すること。</p> <p>(2) 参加の原則 町民の参加により, 町政運営が行われること。</p> <p>(3) 協働の原則 協働して町政運営及び地域の課題の解決に当たること。</p>